

継続

| | |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 2年(平成33年3月31日まで) |
| 有効期間 | 一種(平成33年3月31日まで) |

各都道府県警察の長殿
(参考送付先)
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙生企発第36号、丙刑企発第31号
平成31年3月7日
警察庁生活安全局長
警察庁刑事局長

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく通報の適切な運用等について

今般、厚生労働省において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に基づく入院措置（以下「措置入院」という。）の運用が適切に行われるよう、「措置入院の運用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が取りまとめられ、同省から各自治体に対し別添のとおり通知された。

各都道府県警察にあっては、ガイドラインの内容を了知の上、下記のとおり法第23条に基づく通報の適切な運用等に努められたい。

記

1 法第23条に基づく通報の適切な運用

法第23条に基づく通報（以下「警察官通報」という。）は、自傷他害のおそれのある精神障害者に適時適切な医療及び保護を提供するという目的に沿って適切に行われる必要があるところ、警察官通報を担当する者に対し、ガイドラインの内容に係る周知を徹底するとともに、警察官通報の適切な運用に関する継続的な教養にも努めること。

なお、精神障害者の中には、警察官通報の要件に該当する者以外にも精神保健医療福祉に関する支援が必要と認められる者がいるところ、これらの者について法第47条第1項に基づき自治体への相談を行うなどにより、適切な支援が受けられるよう配慮すること。

2 関係機関等との連携の推進

ガイドラインにおいては、都道府県及び政令指定都市は、措置入院の適切な運用に資するよう、警察官通報等から措置入院までの対応方針、困難事例への対応の在り方等について、自治体、精神科医療関係者、福祉関係者、警察等の関係者が協議する場を設置することが望ましいとされているので、当該協議の場が設置される場合には主体的に協議に加わること。

さらに、具体的な事例への対応に当たっては、これらの協議を通じて取り決められた対応方針に基づき、関係者と緊密に連携しつつ対応すること。

3 その他

警察において他害のおそれがある者に係る事案を把握した場合には、警察官通報等のほか、他害のおそれに係る危険性・切迫性に応じた措置による他害行為の防止

を図る必要があることに留意すること。

具体的には、刑罰法令に抵触する場合には適切に検挙措置を講じ、検挙措置を講じない場合であっても、指導・警告を行うほか、防犯指導、警戒活動等の所要の防犯措置を講ずること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成30年4月26日

（有効期間：平成31年3月31日）